



土壌汚染調査結果について

松山駅周辺土地区画整理事業にて松山市が先行買収した土地について、表層土壌の汚染状況調査を自主的に行いました。6月16日に敷地内で4箇所から表土を採取し、分析の結果、1箇所から基準値（土壌汚染対策法による）を上回る鉛が検出されましたので、その内容についてご報告します。

○調査対象地：松山市南江戸一丁目500番1, 501番1（自動車整備工場跡地317.38㎡）

○調査結果：「鉛及びその化合物」のみ検出されました。

基準値超過物質	含有量		基準超過数／ 調査箇所数
	調査結果値	基準値	
鉛及びその化合物	440 mg/kg	150 mg/kg	1 / 4

なお、地下水（井戸水など）を通じて摂取することによる健康リスクについて定められた溶出量の基準はクリアしていました。

○対策

- ・汚染が確認された敷地は、塀やフェンスで囲み立ち入ることができないようにしておりますが、新たに「立入禁止」の看板を設置し、また、汚染地点にはシートを覆い被せ、土壌の飛散や雨水による流出がないように処置を行ないましたのでご安心下さい。

○今後の対応

- ・今回の調査で土壌汚染の存在が明らかになった箇所において、汚染物質が存在する深さを把握するための調査を早急に行います。
- ・調査後、範囲が判明次第、公表し、汚染土壌を取り除きます。
- ・今後も、環境に関する担当部局の松山市環境指導課と協議しながら対応していきます。
- ・今回の土壌汚染に伴い、事業の工期に影響を与えることはありません。

○健康影響について

- ・含有量の基準は、人が一生涯（70年）汚染土壌のある土地に居住しても有害な影響がでないレベルに設定されています（汚染土壌を1日当たり6歳まで200mg、その後100mgを口などから直接に摂取することによる想定をしています。）。
- ・汚染が確認された地点は、これまでもコンクリート床で覆われ、現在もシートで覆いかつ立ち入ることができないようにしており、汚染土壌の飛散等がないようにしておりますのでご安心下さい。

土壌汚染調査 Q & A

■ 法律で調査しなければならない場所はあるのか。

土地区画整理事業区域内で法律（土壌汚染対策法）により調査しなければならない場所はありません。

■ なぜ調査を行うのか。

土地区画整理事業は、施行者が新たな土地を地権者に引き渡すため、土壌汚染があれば対策措置を講じる必要があります。

このため、当事業では事前に土地利用の履歴調査を行い、その結果、汚染の可能性のある土地については自主調査を行います。

■ どこが調査を行うのか。

松山市が土壌汚染対策法に定める指定調査機関に調査を委託し行います。

■ 汚染の原因はなにか。

今回の調査地は自動車整備工場跡地であるため、原因はガソリンやバッテリー（電極）などの材料、あるいは、その土地自体の自然由来や建設時の造成土に含まれていた可能性も考えられます。

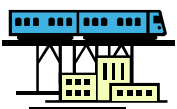
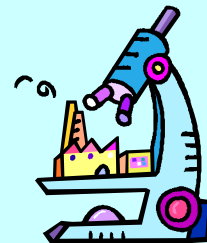
■ 汚染は広がらないのか。

汚染が拡大しない措置は既にとっております。調査の結果、土中に鉛が存在しますが、地下水（井戸水など）に影響をおよぼす溶出量基準はクリアしておりますので、直接、土壌に接触しないように下記の措置をとりました。

- ① 立ち入り禁止措置：フェンスとブロック塀で囲み、「立入禁止」看板を設置しました。
- ② シート設置：土の飛散と雨水流出を防止するためシートで覆いました。

■ 事業の工期に影響はあるのか。

今後、汚染土壌の取り除きを行ないますが、事業の工期に影響を与えることはありません。



★松山駅周辺整備課のHP★ <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/matsuyamaeki/>
随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

